

島根県産業廃棄物減量税のあり方について  
(答 申)

平成 26 年 6 月

島根県環境審議会

## 目 次

1. はじめに	1
2. 島根県産業廃棄物減量税制度の継続について	1
(1) 産業廃棄物の現況	
(2) 広域移動の状況	
(3) 産業廃棄物の不法投棄状況	
(4) 最終処分場の残余年数の推計	
(5) 産業廃棄物排出事業者等の意識調査	
(6) 部会における事業者意見	
(7) 税の継続についての考え方	
3. 制度運用に係る課題について	4
(1) 自社処分場への課税	
(2) 税率の設定	
(3) 税の適用期間	
4. 税収の使途について	5
(1) 事業者の再資源化等への支援	
(2) 適正処理の推進	
(3) 最終処分場の確保	
(4) 3Rの普及と環境教育の推進	
5. 税制度の周知・啓発について	7
6. おわりに	7
7. 資料	
【資料1】 産業廃棄物減量税のあり方検討部会設置要綱	8
【資料2】 部会員名簿	9
【資料3】 産業廃棄物減量税のあり方審議経過	10
【資料4】 産業廃棄物減量税の概要	11
【資料5】 産業廃棄物排出事業者等の意識調査結果	12
【資料6】 産業廃棄物減量税を活用した施策の実施状況	16
8. 島根県環境審議会委員名簿	20

## 1. はじめに

島根県では、産業廃棄物の発生抑制や再生利用等による産業廃棄物の減量を促進するための経済的手法として、法定外目的税である「島根県産業廃棄物減量税（条例の適用期間は5年間）」を導入し、2期10年間にわたって、最終処分場に搬入する産業廃棄物に課税するとともに、税収を活用した施策が実施されてきた。

こうした中、平成26年度末をもって税制度の適用期間が終了することから、島根県環境審議会への知事の諮問を受け、検討部会を設置し「島根県産業廃棄物減量税のあり方」について具体的な検討を行った。

検討に当たっては、税導入後の産業廃棄物の状況や課税効果、活用事業の実施状況等を検証し、排出事業者の意見等も勘案しながら、税制度の継続の可否や税収の活用等について検討を行ったところであり、以下のとおり、検討結果を取りまとめた。

## 2. 島根県産業廃棄物減量税制度の継続について

### (1) 産業廃棄物の現況

一般に産業廃棄物の排出量は、景気の動向などに大きく左右される傾向をもつが、不況下にもかかわらず本県では、税導入後も目立った減少は見られず、変動を繰り返しながら推移している。その原因としては、本県の排出物の特徴が、全体排出量の約7割をがれき類、汚泥、ばいじんの3種が占めていることにある。このため、産業廃棄物排出量の増減は、土木工事や火力発電所の排出量に大きく影響される傾向にある。

一方、変動要素の大きい大手事業者を除いた最終処分量は、税導入による再生利用率の上昇によって減少傾向にあるが、それも近年下げ止まりがみられる。

このため、第2期しまね循環型社会推進計画に定める目標を達成するには、排出量の削減に関する取組を推進するとともに、排出量が多く再資源化率の低い、ばいじんや汚泥などの再資源化を進め、その需要の掘り起こしに積極的に取り組むことが必要である。

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
排出量（千トン）	1,588	1,520	1,629	1,693	1,612	1,552	1,733	1,756
大手事業者を除く	1,377	1,241	1,351	1,352	1,311	1,293	1,393	1,466
再生利用率（%）	52.5	53.8	55.9	53.4	60.2	60.4	56.0	59.3
最終処分量（千トン）	389	356	285	384	411	373	550	430
大手事業者を除く	218	168	168	165	153	136	157	156

(注) 最終処分量の主な増減理由 H18:大手事業者処分場不具合復旧工事による埋立減  
H22:大手事業者セメント等の需要減などによる埋立増

### (2) 広域移動の状況

産業廃棄物の処理を目的として県外に搬出された量又は県外から搬入された量は、概ね横ばいで推移している。

このことは、中国5県を含む全国27道府県で同様の税制度が導入され、制度上のバランスが保たれていることから、産業廃棄物の過度の県境移動について抑制効果があったものと考えられる。しかしながら、本県の場合、大手事業者による自社処分を目的とした搬入によって、最終処分の搬入量が搬出量を大きく上回っている。

#### ①県外への搬出

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
中間処理（千トン）	127	144	190	216	184	190	112	151
大手事業者を除く	90	80	88	99	123	118	97	106
最終処分（千トン）	6	7	2	6	7	5	8	13
計	133	151	192	222	191	195	120	164

#### ②県内への搬入

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
中間処理（千トン）	102	59	124	77	72	51	63	69
最終処分（千トン）	69	72	44	62	106	98	134	85
大手事業者を除く	9	3	11	6	12	12	7	6
計	171	131	168	139	178	149	197	154

### (3) 産業廃棄物の不法投棄状況

県内で確認（発見）された産業廃棄物の不法投棄は、年度間変動はあるものの、概ね減少傾向にあり、税収を活用した不法投棄対策などにより、投棄の抑止効果が働いたものと考えられる。

しかしながら、不法投棄については、依然後を絶たない状況から、引き続き、業界団体や住民団体等との連携を深め、幅広い関係者の参画による実効性と主体性を持った不法投棄防止対策や不法投棄に対する監視体制の強化など幅広い対策が必要である。

年 度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
10トン以上に係る事案	投棄件数	5	2	4	2	2	4	1	0	2
	投棄量（トン）	187	87	100	122	67	738	20	0	44
10トン未満に係る事案	投棄件数	15	8	24	5	1	1	2	5	7
	投棄量（トン）	20	9	46	3	0	1	4	1	20

(注) 国は10t以上に係る不法投棄の事案を全国調査し公表

10t未満に係る事案は、県内の保健所が調査・指導したもので、全国データは存在しない。したがって、他の都道府県とは比較できない。

### (4) 最終処分場の残余年数の推計

県内の最終処分場の推計残余年数は、平成24年度末時点で国が定める推計方法によれば、安定型が40年、管理型が4年であり、産業廃棄物の適正処理を推進するため、管理型処分場の容量を安定

的に確保することが喫緊の課題となっており、第2期分まで（H17～H26）の税収を用いて、公共開  
与最終処分場の整備を支援していくこととしている。

なお、産業廃棄物の発生抑制に取り組むことが優先課題であるとしても、最終処分場は、循環型  
社会を構築する上で、また、産業振興を図る上でも必要な社会基盤であり、今後とも、長期的視点  
に立ち、管理型処分場の容量確保に向けた検討が必要である。

区 分	H24 最終処分量 (m <sup>3</sup> )	残余容量 (m <sup>3</sup> )	H24 末残余年数
安定型処分場	46,397	1,898,456	40 (15)
管理型処分場	78,654	339,537	4 (1)

(注) ( )内は、島根県環境管理センターを除いた場合

#### (5) 産業廃棄物排出事業者等の意識調査（平成25年8月）

多量排出事業者へのアンケート調査<sup>(注)</sup>では、税制度導入による効果について、「排出量の抑制や  
中間処理による減量化の促進につながった」と「再利用、再生利用の促進につながった」「埋立処分  
量の削減につながった」とする回答が合わせて48%あるなど、産業廃棄物の発生抑制やリサイクル  
の促進、埋立処分量の削減及び社員の意識改革につながったとする回答が得られた。一方で、「社員  
の意識改革にはつながったが、経営面では負担増となった」との回答が13%あるなど、一部にはマ  
イナス面の評価をした事業所もあった。

このことから、一部企業に負担感はあるものの、産業廃棄物の排出抑制、減量化やリサイクルを  
促す上で、意識の面での一定の効果があったものと推定される。

また、税制度の見直しについては、「社会情勢等から存続はやむを得ない」が46%、「埋立処分抑  
制等に一定の効果があり、現行の内容を存続すべき」が24%であり、一方「効果がないので廃止す  
べき」が4%であった。

(注) 多量排出事業者へのアンケート調査（P.12【資料5】）

- ・調査時期：H25.7月～8月
- ・調査対象：H23 多量排出事業者（年間の産業廃棄物排出量が1,000トンを超える事業所）121事業所
- ・調査方法：郵送により意識調査を実施
  - ①産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクル、埋立処分量の削減について
  - ②経営上の観点、社員の意識改革(減量化・リサイクル等)の観点からの影響(効果)について
  - ③税制度の見直しについて
 ただし、産業廃棄物の排出量や税の用途などに関する具体的情報まで提供した上で調査項目  
への回答を求めたものではない。

#### (6) 部会における事業者意見

部会において事業者との意見交換を行ったが、その場では、税の軽減や、税を活用した研究開発  
や施設整備等について補助対象、補助上限額等の要件の緩和、自社処分場への補助、管理型最終処  
分場の確保、販路開拓への支援、税制度の周知・広報の充実、県民の環境教育の推進などが求めら  
れ、リサイクル製品の公共事業での活用についての要望も出された。

また、公共関与管理型最終処分場の確保を求める要望が多く出される一方で、税の使途については、納税者である関係事業者の理解を得る観点から、更なる検討が求められるという意見もあった。

### (7) 税の継続についての考え方

以上のことから、最終処分場へ搬入する産業廃棄物に対して課税し、その税収を廃棄物の減量や適正処理の推進等に活用する手法は、産業廃棄物の発生抑制、減量化やリサイクルを促す上で効果がうかがえ、一部の企業に経営上の負担感はあるものの、有効な施策として機能を果たしていると考えられる。

よって、今後とも、現行の税制度を継続し、その税収をより効果的に活用し、産業廃棄物の発生抑制、減量化やリサイクル、適正処理の施策を一層進めていく必要があると考える。

目的税である産業廃棄物減量税の税制度は、納税義務者の理解が得られて初めて機能するものであり、納税義務者である事業者等の意見も定期的に聞く機会を設けることや、納税義務者及び県民に対して周知・啓発に努めることが望まれる。

## 3. 制度運用に係る課題について

税制度を継続するにあたっては、事業者から運用の見直しが求められている自社処分場への課税について、検討を行う必要がある。また、今後の税制度について、特に検討を加えておくこととして、税率と適用期間について以下に考え方を整理する。

### (1) 自社処分場への課税

自社処分に対する課税を行っている道府県は27道府県中24道府県であり、課税していない県は広島県、山口県、鳥取県のみである。

自社処分場を持つ事業者からは、石炭灰による公有水面の埋立について、資源の有効利用という位置づけからも軽減措置を求める要望が出された。

この点について、排出事業者責任という観点から、排出事業者に同等の負担を求めるという原則はぶれてはいけないという意見と、原則として課税するべきではあるが、法律に基づく適正処理において自社処分という形で応分の社会的責任を果たしている点に配慮するべきではないかという意見があった。

しかしながら、最終処分場は、埋め立てた土地を長期間かけて自然の土地へと戻していく処理プロセスであるが、自然環境に負荷を与えるものであり、産業廃棄物が、県民共通の社会的資本である自然環境に与える負荷は、自社処分であろうと委託処理による処分であろうと異なるものではないとする、税導入時の基本的考え方は、現時点でも尊重されるべきものである。

また、近年、廃棄物処理に関しては、「拡大生産者責任」が課せられるなど3Rの推進に向けた費用負担が求められる方向にある。

よって、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、県民、NPO等、事業者、行政が一

体となって産業廃棄物の発生抑制と減量化を図るという、税制度の目的に照らせば、自社処分について税の軽減を行うことは適当でないとする。

また、石炭灰を公有水面に埋め立てることが、資源有効利用促進法上、有効利用とされていたとしても、自然環境に負荷を与えるという観点からは、石炭灰と他の産業廃棄物とで異なることはない。したがって、自社処分と同様、税の軽減を行うことは適当でないとする。

なお、自社処分については、法律に基づく適正処理を通じて社会的責任を担っているという点に鑑み、税収の使途の面で何らかの配慮を行うことが望まれる。

## (2) 税率の設定

税導入時の税率の検討では、事業者の経営活動に与える影響と、最終処分量削減への経済的動機付けの効果との両面から検討を行った上で、トン当たり 1,000 円の税率設定がされている。

同時に、近隣各県と同等の税率設定をすることで、県境を越えて移動する廃棄物の過度の移動が避けられ、また、事業者の事務の煩雑さを避ける点でも適当とされたものである。

また、税収は、事業費の年度間調整を図るため、基金として積み立てた上で、使途を決定しており、第 2 期までの 10 年間の税収は、32 億円、使途は 31 億円であった。

現段階でこれらを見直す大きな要因は見当たらず、当面は現行の税率を維持していくことが適当とする。

なお、他県の制度でも、産業廃棄物の流出入を防ぐため、税率をトン当たり 1,000 円とすることを基本としており、全国的にこの税率が定着している。

## (3) 税の適用期間

産業廃棄物の最終処分量の抑制効果の動向や社会経済情勢の変化を勘案するためにも、制度の見直しの機会を確保することも含めて、従来どおり 5 年間の時限措置が適当とする。

## 4. 税収の使途について

法定外目的税である産業廃棄物減量税は、その税収を産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量、その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てることとしている。

県では、これまで各年度の予算編成及び県議会審議を経て、「再資源化等の支援」、「適正処理の推進」、「環境教育の推進」に関する各種施策を展開してきたところである。これらは、一定の効果・実績を上げているが、環境への負荷の低減を更に図るためには、優先度を留意しつつ一層効果の上がる施策を展開していく必要がある。

[第1期、第2期の税込見込額と使途見込額]

(単位：千円)

区分	項目	第1期・第2期合計金額 (割合)
税込	1. 税込	3,198,542
	2. 運用益	4,184
	計	3,202,746
使途	1. 事業者の再資源化等の支援	728,235 (24%)
	試験研究機関での基礎研究	163,399 (5%)
	技術開発への支援	112,668 (4%)
	施設整備への支援	304,364 (10%)
	販路開拓への支援	147,804 (5%)
	2. 適正処理の推進	2,029,444 (65%)
	不法投棄防止対策	133,115 (4%)
	適正処理の推進	1,896,329 (61%)
	公共関与最終処分場の確保	1,790,285 (58%)
	3. 環境教育の推進	321,522 (10%)
	3Rの普及啓発	154,303 (5%)
	環境教育の推進	167,219 (5%)
	4. 徴税費	28,367 (1%)
	特別徴収者報奨金	28,367 (1%)
	計	3,107,568 (100%)

(注) H17～H24は決算額、H25～H26は見込額

「公共関与最終処分場の確保」については、既に決定済みの財政支援分(H26～H28)を含む。

#### (1) 事業者の再資源化等への支援

事業者からは、税の活用策として再資源化等に係る事業者支援への期待は極めて大きい。このため、事業者の意見を定期的に聞く機会を設けながら、産業廃棄物の発生抑制や再生利用等に関する技術の研究開発や施設の整備、リサイクル製品の販路開拓などの支援の強化に向けて更に取り組んでいくことが求められる。

そのためには、事業者が行う研究開発や設備の導入・更新などへの支援の拡充やリサイクルを推進する企業にメリットを持たせるよう、例えば公共工事での優先調達など、積極的な取組を検討する必要がある。

さらに、リサイクル製品の事業化にあたっては、リサイクル製品の販路拡大と需要に応じた製品開発のため、事業者、研究機関及び需要先等関係機関の連携促進が必要である。

#### (2) 適正処理の推進

排出者責任や拡大生産者責任、また、2011年の法改正により排出事業者に対して処理状況確認の努力義務が課せられたことなどを踏まえて、事業者による産業廃棄物の発生抑制、循環利用、適正

な処分に向けた取り組みを、一層推進していく必要がある。

また、県民の産業廃棄物処理施設に対する不信や不安感を払拭し、安心を確保するため、引き続き、処理施設の監視の強化やデータの公開も必要である。

さらに、依然として後を絶たない不法投棄については、引き続き、業界団体や住民団体等との連携を深め、幅広い関係者の参画による実効性と主体性を持った不法投棄防止対策や不法投棄に対する監視体制の強化など幅広い対策を検討する必要がある。

### (3) 最終処分場の確保

最終処分場は、適正処理を推進し、産業振興を図る上で必要な社会基盤であるが、民間の処理業者による管理型最終処分場の設置は、地域住民の理解を得ることが難しく、新規設置が進まない状況にある。

管理型最終処分場は、長期的視点に立って、将来にわたって安定的に確保することが必要であり、第2期分まで（H17～H26）の税収を活用して、公共関与最終処分場の第3期整備工事に対する財政支援を行うことが既に決定されているが、それも平成43年度頃には満杯になることが想定されており、その先を見据えて計画的に対応していく必要がある。

こうしたことから、今後も最終処分場を確保する費用の一部に税を活用することは、その用途に合致するものであり、早い段階から納税者や県民に説明し、理解を得ることが必要である。

### (4) 3Rの普及と環境教育の推進

産業活動の円滑な推進にあたっては、活動に伴って発生する廃棄物の適正処理等への県民の理解を深めていくことが必要である。

また、環境への負荷をできるだけ抑制していくため、廃棄物の排出者として個々の県民の3Rの普及についても、市町村等と連携して、引き続き推進していくことが必要である。

## 5. 税制度の周知・啓発について

税制度や税を活用した施策の実施状況等について、納税義務者である排出事業者や産業廃棄物処理事業者の理解が得られるよう、また、県民、NPO等、事業者、行政が一体となった3Rの普及推進に向けて、県の広報媒体も活用しながら積極的に周知・啓発を行っていくことが必要である。

特に、県民一人ひとりが排出者となりうる実態を周知し、排出抑制に結びつくような情報提供が行われるよう、関係各方面に働きかけを行うことが重要である。

## 6. おわりに

以上のとおり、検討の結果、現行の税制度を基本としながら、さらに5年間の継続が適切と考える。

環境への負荷が少なく、環境と経済が継続的に好循環して発展・繁栄する「しまね循環型社会」の構築に向けて、優先度を留意しつつ、税収の活用を図っていくことを求めたい。

## 産業廃棄物減量税のあり方検討部会設置要綱

### (目的)

第1条 島根県産業廃棄物減量税のあり方について検討するため、島根県環境審議会条例第6条の規定に基づき、島根県環境審議会に産業廃棄物減量税のあり方検討部会（以下、「部会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 部会は、会長並びに委員の中から会長が指名する部会員により構成する。

- 2 部会に部会長を置き、部会員のうちから互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会員のうちから指名により部会長代理を設けることができる。

### (運営)

第3条 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理する。

- 2 部会長は、必要に応じて部会に部会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 部会長代理は、部会長に事故がある時は、その職務を代理する。

### (庶務)

第4条 部会の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会員の意見に基づき部会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月25日から施行する。
- 2 部会の設置期間は、産業廃棄物減量税のあり方の審議が終了するまでの間とする。

## 産業廃棄物減量税のあり方検討部会員名簿 5名

部会員名	職名等
◎ 飯野 公央	島根大学法文学部法経学科准教授
○ 岸田 和俊	島根県弁護士会
木村 和夫	島根県商工会議所連合会幹事長
田儀 セツ子	島根県連合婦人会常任理事
藤井 幸子	益田市地球温暖化対策地域協議会会員

◎部会長 ○部会長代理

## 産業廃棄物減量税のあり方審議経過

会議等	開催年月日	主な議題
環境審議会	平成26年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物減量税のあり方（諮問）</li> <li>産業廃棄物の状況等について報告</li> <li>検討部会の設置</li> </ul>
第1回検討部会	平成26年4月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>主な事業者との意見交換</li> <li>税のあり方及び今後の活用事業の審議</li> </ul>
第2回検討部会	平成26年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>部会報告（素案）の審議</li> </ul>
環境審議会	平成26年6月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>部会報告（答申案）の審議</li> </ul>

## 主な事業者との意見交換会出席者（第1回検討部会）

氏名	職名等
山本清己	中国電力株式会社電源事業本部(火力環境管理担当)マネージャー
佐坂克郎	日立金属株式会社安来工場次長
佐藤博	島根県銑鉄鋳物工業組合理事長
佐々木啓隆	石州瓦工業組合専務理事
尾崎俊也	一般社団法人島根県産業廃棄物協会理事

## 産業廃棄物減量税の概要

項目	内容																																								
目的	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てる。																																								
課税方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分業者の場合は、処理料金と一緒に税金を受け取り、申告・納税する特別徴収の方式</li> <li>排出事業者が自社の最終処分場で埋立処分する場合は、自ら申告・納税する申告納付の方式</li> </ul>																																								
納税義務者	県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者																																								
税率	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり 1,000円																																								
徴収方法	<pre> graph TD     A[排出事業者 (納税義務者)] -- 課税 --&gt; B[島根県]     A -- 課税 --&gt; C[中間処理業者 (納税義務者)]     C -- 課税 --&gt; D[島根県]     C -- 課税 --&gt; E[最終処分業者 (特別徴収義務者)]     E -- 課税 --&gt; B     A -- 課税 --&gt; F[自社最終処分]     F -- 申告納付 --&gt; B     C -- 申告納付 --&gt; B     E -- 申告納入 --&gt; B   </pre>																																								
税込規模	<p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託業者</td> <td>36</td> <td>82</td> <td>134</td> <td>143</td> <td>119</td> <td>146</td> <td>145</td> <td>132</td> <td>937</td> </tr> <tr> <td>自社処分</td> <td>59</td> <td>71</td> <td>188</td> <td>299</td> <td>260</td> <td>346</td> <td>307</td> <td>186</td> <td>1,716</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>95</td> <td>153</td> <td>322</td> <td>442</td> <td>379</td> <td>492</td> <td>452</td> <td>318</td> <td>2,653</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 税率 H17 333円/t H18 666円/t H19～1,000円/t</p>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計	委託業者	36	82	134	143	119	146	145	132	937	自社処分	59	71	188	299	260	346	307	186	1,716	計	95	153	322	442	379	492	452	318	2,653
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計																																
委託業者	36	82	134	143	119	146	145	132	937																																
自社処分	59	71	188	299	260	346	307	186	1,716																																
計	95	153	322	442	379	492	452	318	2,653																																
税込の管理	産業廃棄物減量促進基金に積立て、再資源化等の支援、適正処理の推進、環境教育の推進などに支出する。																																								
実施期間	<p>第1期 平成17年4月1日～平成22年3月31日 (5年間)</p> <p>第2期 平成22年4月1日～平成27年3月31日 (5年間)</p>																																								

## 産業廃棄物排出事業者等の意識調査結果

### 1. 調査の概要

- 産業廃棄物減量税制度について、その効果や排出事業者等の方々の意識を把握するため調査を実施

項目	内 容	H 2 0 調査
調査対象	平成23年度産業廃棄物多量排出事業者 <sup>(注)</sup> 121事業所	74事業所
	松江商工会議所の会員（役員・議員）所属事業所 92事業所	96事業所
調査時期	平成25年7月～8月	平成20年 7月～8月
回答状況	多量排出事業者 94事業所 (回答率78%)	62事業所 (回答率84%)
	松江商工会議所の会員（役員・議員）所属事業所 44事業所 (回答率48%)	53事業所 (回答率55%)

(注) 多量排出事業者：年間の産業廃棄物排出量が1,000 tを超える事業所で、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の減量等に関する計画の作成とその実施状況の報告が義務づけられている

## 2. 調査結果

### (1) 産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクル、埋立処分量の削減について

Q 減量税は、貴事業所では産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクル、埋立処分量の削減につながりましたか？(複数回答可)

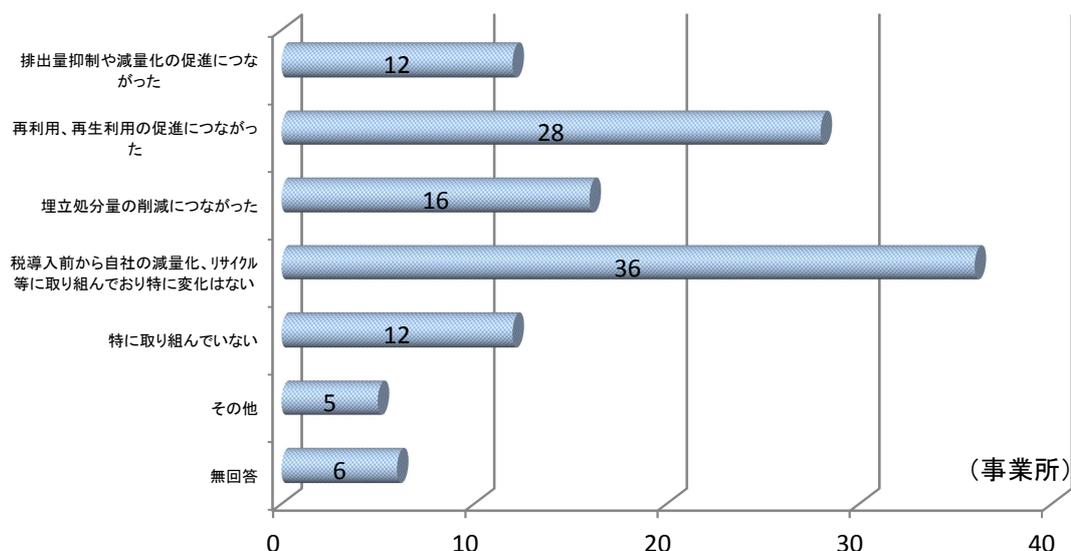
○ 「排出量抑制や中間処理による減量化の促進につながった」、「再利用、再生利用の促進につながった」、「埋立処分量の削減につながった」と回答した事業所は 48%。前回調査 50%と、ほぼ同じであり、税導入が取組の促進に一定の効果があったものと考えられる。

このうち、「排出量抑制や中間処理による減量化の促進につながった」と回答した事業所は減少しているが、「再利用、再生利用の促進につながった」と回答した事業所は増加している。

○ 松江商工会議所会員の所属事業所の調査結果によると、「税導入前から自社の減量化、リサイクル等に取り組んでおり特に変化はない」、「特に取り組んでいない」と回答した事業所が 59%で、前回から減少しているが、一方で「無回答」も増えている。

回 答	今回(H25)調査				H20調査			
	多量排出事業者		松江商工会議所会員事業所		多量排出事業者		松江商工会議所会員事業所	
排出量抑制や中間処理による減量化(脱水、焼却等)の促進につながった	12	10%	1	2%	16	20%	2	4%
再利用、再生利用の促進につながった	28	24%	2	5%	12	15%	2	4%
埋立処分量の削減につながった	16	14%	1	2%	12	15%	2	4%
税導入前から自社の減量化、リサイクル等に取り組んでおり特に変化はない	36	31%	10	23%	27	34%	17	30%
特に取り組んでいない	12	10%	16	36%	7	9%	27	48%
その他	5	4%	3	7%	1	1%	2	4%
無回答	6	5%	11	25%	5	7%	4	7%
回答事業者数	115	100%	44	100%	80	100%	56	100%

多量排出事業者の調査結果



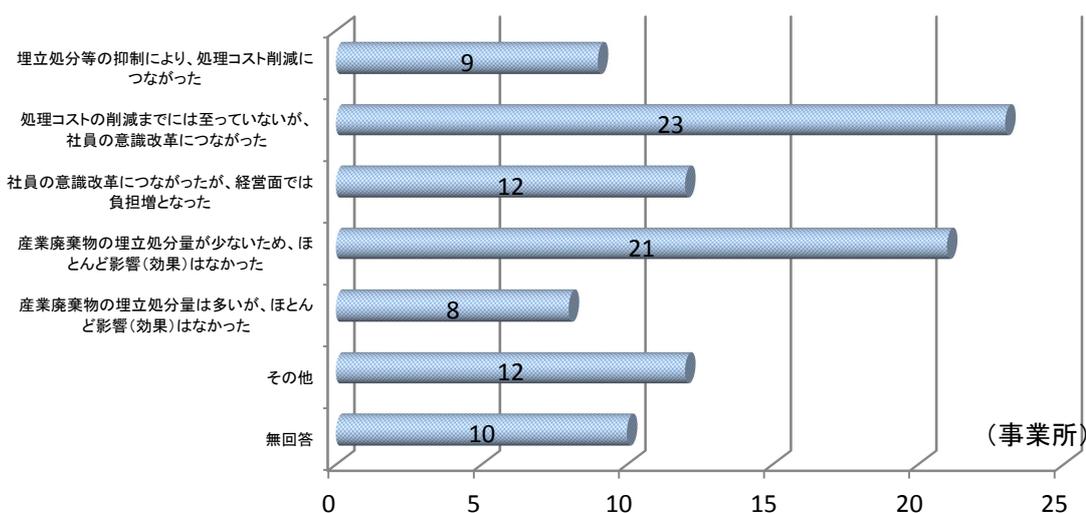
(2) 経営上の観点、社員の意識改革（減量化・リサイクル等）の観点からの影響（効果）について

Q 減量税は、貴事業所では経営上の観点、社員の意識改革（減量化・リサイクル等）の観点から、どのような影響（効果）があったとお考えですか？

- 「埋立処分等の抑制により、処理コスト削減につながった」、「処理コストの削減までには至っていないが、社員の意識改革につながった」という何らかの良い影響があったと回答した事業所は33%となっている。前回調査の26%と比べ増加しており、一定の効果があったと考えられる。  
一方、「社員の意識改革につながったが、経営面では負担増となった」と回答した、マイナス評価の事業所も13%で前回と比べ減少している。
- 松江商工会議所会員の所属事業所の調査結果によると、「ほとんど影響（効果）はなかった」と回答した事業所は62%から41%に減少したが、「無回答」も増えている。

回 答	今回(H25)調査				H20調査			
	多量排出事業者		松江商工会議所会員事業所		多量排出事業者		松江商工会議所会員事業所	
埋立処分等の抑制により、処理コスト削減につながった	9	9%	1	2%	2	3%	1	2%
処理コストの削減までには至っていないが、社員の意識改革につながった	23	24%	4	9%	14	23%	9	17%
社員の意識改革につながったが、経営面では負担増となった	12	13%	3	7%	19	31%	5	9%
産業廃棄物の埋立処分量が少ないため、ほとんど影響（効果）はなかった	21	22%	16	36%	20	32%	33	62%
産業廃棄物の埋立処分量は多いが、ほとんど影響（効果）はなかった	8	8%	2	5%				
その他	12	13%	7	16%	2	3%	1	2%
無回答	10	11%	11	25%	5	8%	4	8%
回答事業者数	95	100%	44	100%	62	100%	53	100%

多量排出事業者の調査結果



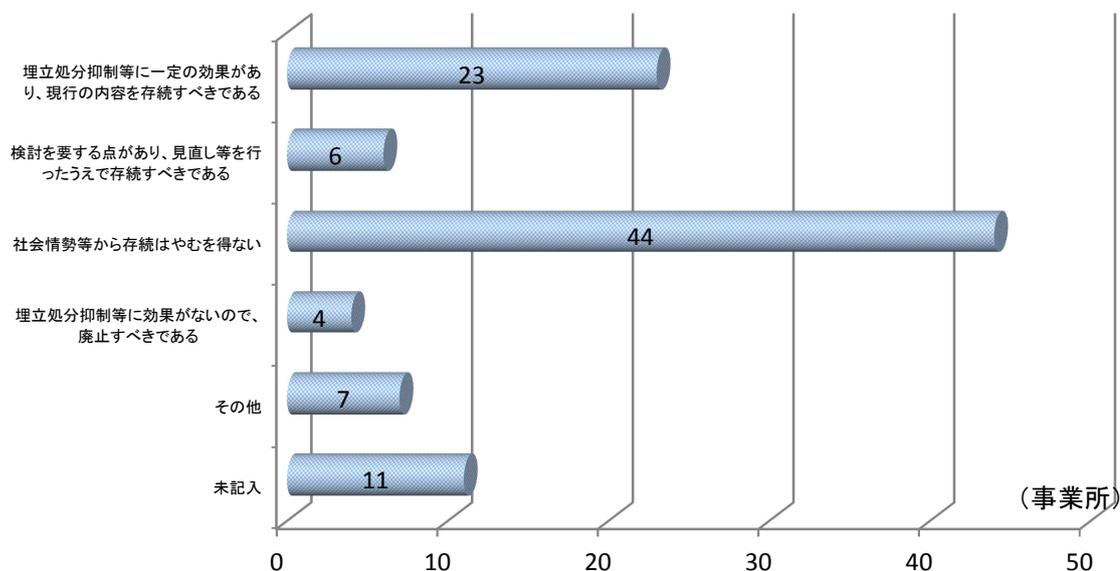
### (3) 税制度の見直しについて

Q 島根県では、減量税更新後5年（平成26年度末）を目途に税制度の見直しを行うこととしていますが、この点について、どのようにお考えですか？

- 「埋立処分抑制等に一定の効果があり、現行の内容を存続すべき」、「検討を要する点があり、見直し等を行ったうえで存続すべき」、「社会情勢等から存続はやむを得ない」という、税継続を肯定する回答をした事業所は、前回75%から76%になっている。
- 松江商工会議所会員の所属事業所の調査結果によると、税継続を肯定する回答は89%から62%になったが、「無回答」も増えている。

回 答	今回(H25)調査				H20調査			
	多量排出事業者		松江商工会議所会員事業所		多量排出事業者		松江商工会議所会員事業所	
埋立処分抑制等に一定の効果があり、現行の内容を存続すべきである	23	24%	2	5%	9	15%	6	11%
検討を要する点があり、見直し等を行ったうえで存続すべきである	6	6%	1	2%	5	8%	2	4%
社会情勢等から存続はやむを得ない	44	46%	24	55%	32	52%	39	74%
埋立処分抑制等に効果がないので、廃止すべきである	4	4%	1	2%	5	8%	1	2%
その他	7	7%	3	7%	4	6%	1	2%
無回答	11	12%	13	30%	7	11%	4	7%
回答事業者数	95	100%	44	100%	62	100%	53	100%

多量排出事業者の調査結果



## 産業廃棄物減量税を活用した施策の実施状況

- ・島根県産業廃棄物減量税条例において「産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量  
その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てる」と規定されており、「再資源化等の支援」「適正処理の推進」「環境教育の推進」を基本とする各種施策を展開してきた。
- ・8年間の充当状況は次のとおりである。

[税の充当額（決算額）]

(単位：千円)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
再資源化等の支援	46,849	23,686	28,723	20,969	49,341	50,720	58,711	108,086	387,085(38%)
適正処理の推進	10,299	141,288	131,660	28,905	29,761	26,030	23,909	25,155	417,007(41%)
環境教育の推進	3,382	8,827	14,896	16,190	23,232	30,061	36,360	55,289	188,237(19%)
徴税費	656	2,491	3,091	3,212	3,317	2,666	3,322	3,392	22,147(2%)
合計	61,186	176,292	178,370	69,276	105,651	109,477	122,302	191,922	1,014,476(100%)

### 1. 再資源化等の支援

#### (1) 試験研究機関での基礎研究

県の研究機関において、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用等に関する技術、産業廃棄物を原材料として利用した製品・技術の基礎研究を県内企業と連携し実施した。(平成24年度までの4年間の税充当額 91,336千円)

年度	研究テーマ
H21～	・ 鋳物系副産物の土木資材利用
H21～	・ 歩留まり向上による規格外瓦排出量削減 ・ 規格外瓦・スラグのコンクリート骨材等への有効利用
H22～	・ 廃棄和菓子及び清酒製造において発生する米ぬか、酒かすを用いたバイオエタノール生産
H23～	・ ゼオライト触媒を活用した業務用廃食油からのBDFの製造
H24～	・ 家畜ふん・下水道汚泥のエネルギー利用 ・ 家畜ふん尿等の液体肥料化 ・ 超高温耐性菌を活用した家畜排泄物及び下水道汚泥の高度処理

#### (2) 技術開発への支援

産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用等に関する研究開発を促進するため、県内の排出事業者等が行う研究開発や事業化の可能性を高めるためのFS調査に対して助成した。(平成24年度までの8年間の税充当額 82,768千円)

年度	研究テーマ
H17	・ 廃プラスチックを利用したアスファルト合材用添加材の開発

	・ 鋳物系副産物の有効利用促進に向けた技術開発及び商品開発
H18	・ 粘土瓦製造に係る不良瓦削減システムの研究開発 ・ 切削油廃液処理及び水性塗料廃液処理用沈降材料及び凝集装置の研究開発
H19	・ 鉄鋼業廃棄物の土木系資材への再資源化に関する研究開発
H21	・ 食品系産業廃棄物を活用した安全な家畜飼料の経済的製造法の開発 ・ バイオディーゼル燃料残渣による低粘性化剤を活用したPET樹脂の再生利用の拡大
H22	・ 鋳物廃砂・電気溶解炉スラグ等を利用した環境配慮型コンクリート製品の開発（～H23）
H23	・ フラングダスト再資源化処理研究（試作品製造試験） ・ 汚泥を原材料として利用した重金属吸着材等の研究開発等
H24	・ 木くずを利用した安価な敷料の製造と簡易な乾燥設備の研究開発 ・ 新・バイオ再生油燃料の製造技術に関する研究開発 ・ 含泥廃水及び含油廃水の減量化 ・ 規格外瓦を藻礁コンクリート骨材や湖底覆砂等環境修復材として有効利用する研究 ・ 産業廃棄物のリサイクルFS調査

### (3) 施設整備への支援

事業者が産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用等に係る施設又は設備を整備するための経費を助成した。（平成24年度までの8年間の税充当額 175,698千円）

年度	事業名
H17	・ 2段階成型による廃棄瓦の排出抑制事業 ・ 集塵ダストの造粒固化によるリサイクル事業 ・ 家畜排泄物の高度化利用事業
H18	・ 廃プラスチックを利用したアスファルト合材用添加剤の製造施設の整備事業 ・ 鋳物系副産物の有効利用促進に向けたリサイクル施設整備事業 ・ 廃プラスチック類洗浄施設整備事業
H19	・ 鋳物系副産物の有効利用促進に向けたリサイクル施設整備事業
H20	・ 規格外瓦リサイクル施設整備事業 ・ 廃プラスチック類リサイクル施設整備事業
H21	・ 整流板の取り付けによる廃瓦の減量化事業 ・ 鋳物スラグ塊の有効利用に向けたリサイクル施設整備事業
H22	・ 鉄鋼メーカーの廃棄物を利用した砒素・重金属の吸着材及び不溶化材の製造販売事業 ・ 廃アスファルトの現位置再生道路打換え事業
H23	・ 金属鋳造業の廃棄物を利用した砒素・重金属の吸着材及び不溶化材の製造販売事業 ・ 銅線被膜の破碎選別による産廃資源化事業

	・バイオマスリサイクルにおけるYM菌処理事業
H24	・再生アスファルト骨材の高率使用を可能にするリサイクルプラント整備事業 ・廃プラスチック油化施設整備事業

#### (4) 販路開拓への支援

リサイクル事業者や廃棄物排出事業者、行政、研究機関等が、それぞれの課題を共有することによりリサイクル製品の研究開発促進や販路拡大につながるよう連携を図るため、瓦リサイクルなどの現状・今後の展開等をテーマに交流会を開催した。

また、循環資源を利用し県の定める認定基準を満たした製品を「しまねグリーン製品」として認定し、その利用促進を図るため、業界専門紙での広告や環境展など県内外での展示会への出展を支援した。平成24年度末現在、石炭灰、規格外瓦、鋳物スラグ・廃砂等を循環資源として利用した土木資材など36社109製品を認定している。

(平成24年度までの8年間の税充当額 37,283千円)

## 2. 適正処理の推進

### (1) 不法投棄防止対策

産業廃棄物等の不法投棄を未然防止するため、監視専門員（警察官OB、3名）や監視カメラを設置（50基）したほか、不法投棄状況等について（一社）島根県産業廃棄物協会に調査を委託し実態を把握した。

また、不法投棄が頻繁に発生している重点監視8地域において啓発看板（57基）や地域住民監視モニターを配置（16名）するなど、不法投棄の未然防止、早期発見を図った。

(平成24年度までの8年間の税充当額 93,960千円)

### (2) 適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処分場の水質検査や中小企業者等が保管する毒性が強く処理が困難なPCB廃棄物の処理を進めるための基金への拠出に加え、環境省が中小企業向けに策定した環境マネジメントシステムの普及啓発及び認証取得の支援を行った。

また、公共関与型最終処分場を確保するため、平成14年度に営業開始した「クリーンパークいずも」の平成18、19年度の第2期工事に対して補助した。

(平成24年度までの7年間の税充当額 323,047千円)

なお、「クリーンパークいずも」の管理型処分場は、平成28年度中に満杯となるため、管理型処分場を確保するため平成26年度から平成28年度に行われる第3期工事に対し補助を予定している。

(平成28年度までの3年間の税充当予定額 1,540,000千円)

## 3. 環境教育の推進

### (1) 3Rの普及啓発

産業廃棄物は、あらゆる事業活動から生じるものであること、県民の多くが何らかの形で事業者の立場に立つ一方、すべての県民が消費者として製品を使用し、廃棄物を排出していることから、県民の意識醸成とそれに基づく行動が産業廃棄物の削減につながる。

こうしたことから、排出抑制やリサイクル等の3R推進に対する県民の理解を深め、その主体的な活動を推進するため、しまねレジ袋削減キャンペーンや3R推進月間における新聞広報、市町村で開催される環境イベントへの出展などを行ったほか、飲食店でマイ箸を持参し割り箸を断る、簡易包装を選択するなどの消費行動に対して協賛店舗が提供するサービス内容をテレビ、新聞等を通じてPRすることなどにより、循環型社会の構築に向けた普及啓発を実施した。

また、地域における省エネ・3R活動を支援するため、市町村地球温暖化対策協議会が実施するダンボールコンポスト講習会やごみ減量化CM制作などの活動経費を助成した。

全8市でのレジ袋の有料化など、県民・NPO・事業者・行政が連携した3Rの取組が広がっている。

(平成24年度までの8年間の税充当額 103,115千円)

レジ袋有料化

年 度	H21	H22	H23	H24
実施市町村数	1市	3市	7市	8市

市町村地球温暖化対策協議会

年 度	H21	H22	H23	H24
設置市町村数	8市町	9市町	10市町	11市町

## (2) 環境教育の推進

子どもが幼少期から日常の基本的な生活習慣を身につける中で、ごみの分別や「ものを大切に使う習慣」を具体的な行動を通して身につけ、家庭、地域、学校で日常生活における環境配慮行動を実践できるような環境教育や環境学習の場を提供していく必要がある。

このため、小中学校においてはクリーンセンターやリサイクルセンターの見学、古紙・アルミ缶回収などの活動を通じて廃棄物の減量化等3R活動に貢献する心情や態度を育成し、県立学校においては産業廃棄物を骨材に使用した新たなコンクリート製品の製作や廃材利用の緑化実習など環境保全に対する意識の向上を図った。

また、平成23年度から全面実施された新しい学習指導要領等の趣旨を踏まえ、教科横断的な視点や体験的学習を取り入れながら、幼保・小・中学校等の教職員及び地域住民が連携・協働して実践研究する、学校・家庭・地域のごみ減量化などの環境教育を支援した。

このほか、学校での環境教育の取組を一層推進するため、環境教育を進める上での基本的考え方や、留意点、具体的事例等をまとめた「学校における環境教育の手引き」を教育委員会と作成し、県内全ての学校に配布した。

(平成24年度までの7年間の税充当額 85,122千円)

自主的に環境教育に取り組む学校数

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
小学校	55	75	134	141	152
中学校	21	28	58	58	64
県立学校	16	20	20	17	16
計	92	123	212	216	232

## 島根県環境審議会委員名簿

氏 名	職 名 等
あお やま さち こ 青 山 幸 子	島根県漁協女性部連合会会長
い い の きみ お 飯 野 公 央	島根大学法文学部准教授
いそ むら あつ のり 磯 村 篤 範	島根大学大学院法務研究科教授
いわ い み ち え 岩 井 三知恵	持田小学校長（島根県小学校長会）
おき むら ただ し 沖 村 理 史	島根県立大学総合政策学部教授
きし た かず とし 岸 田 和 俊	島根県弁護士会
き むら かず お 木 村 和 夫	島根県商工会議所連合会 幹事長
○ た ぎ セツ子 田 儀	島根県連合婦人会常任理事
なが おか ひで と 長 岡 秀 人	出雲市長（島根県市長会）
なか や まさる 中 谷 勝	吉賀町長（島根県町村会）
はし もと き み こ 橋 本 貴美子	消費生活アドバイザー
はる き ゆう こ 春 木 宥 子	医療法人社団創建会松江記念病院健康支援センター顧問（島根県医師会）
はん た よう いち 反 田 陽 一	島根県農業協同組合中央会専務理事
ふじ い さち こ 藤 井 幸 子	益田市地球温暖化対策地域協議会
ふじ はら か ず み 藤 原 加珠美	日本労働組合総連合会島根県連合会女性委員会事務局長
べっ しょ とし あき 別 所 敏 明	公募委員
み うら かね ひろ 三 浦 兼 浩	島根県森林組合連合会理事
もり もと さち こ 森 本 幸 子	公益社団法人島根県看護協会副会長
◎ やま もと ひろ き 山 本 廣 基	独立行政法人大学入試センター理事長

◎会長

○会長職務代理者